

重 要 事 項 説 明 書

名称 グループホームもみじの里

所在地 群馬県富岡市妙義町上高田660-1

TEL 0274-70-0222

FAX 0274-70-0223

管理者 佐藤由佳里

1. 利用条件および定員数

(1) 定員 9名

(2) 介護認定を受け認知症と診断された方

2. 勤務体制及び従事者の職種・人員数

(1) 従事者の職種・人員数

ア 管理者	1名
イ 計画作成担当者	1名(非常勤)
ウ 医療従事者	1名(非常勤)
エ 介護従事者…常勤	3名
…非常勤	7名

(2) 勤務体制

※勤務表はホーム内に掲示しております。

早番	午前7時10分 ~ 午後4時10分
日勤	午前8時30分 ~ 午後5時30分
遅番	午前9時00分 ~ 午後6時00分
夜勤	午後4時00分 ~ 翌日・午前9時30分

(3) 介護サービスは24時間体制で行っております。

3. 医療機関との協力体制

医療機関名	住所	電話番号
公立 富岡総合病院	富岡市富岡2073-1	0274-63-2111
公立 七日市病院	富岡市七日市643	0274-62-5100
公立 下仁田厚生病院	下仁田町大字下仁田409	0274-82-3555
西毛病院	富岡市神農原559-1	0274-62-3156
黒沢歯科医院	富岡市一ノ宮456-1	0274-62-0102

4. ホームでの生活・介護内容

- (1) グループホームの特色である、少人数で家庭的なサービスを提供し、個人のプライバシーを守り介護をさせていただきます。
- (2) ホーム内での共同生活は、食事・洗濯・掃除等の手伝いをしながら、認知症の改善を促します。
- (3) 入浴は週2回とし、希望があればその他の日でも入浴可能です。
- (4) 入居者の外泊・外出は、事前に管理者の承諾を得てください。
- (5) 面会は基本24時間可能です。(時期によっては制限をかける場合もあります)

5. 退去にあたっての留意事項

- (1) ホーム利用の対象者ではないと判断した場合は、退去させていただきます。
- (2) 暴力行為があった場合は、退去させていただきます。
- (3) 医療的な管理が必要となったときは、関係者との話し合いのもと、退去させていただきます。
- (4) 暴力団・暴走族・反社会的組織等の構成員又はその関係者であるとき(出入りを含む)

6. (非常災害対策)

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止のための処置に関する事項)

- 1. 事業所は、利用者の人権の擁護虐待の発生又はその再発を防止するため次の処置を講ずるものとする。
 - ①虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - ②虐待防止のための指針の整備
 - ③虐待を防止するための定期的な研修の実地
 - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 1. 事業者は、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない、ただし、当該入居者又はほかの入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- 2. 事業者は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を準備する。

3. 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

7. ホーム利用料金

(1) 要介護度別・利用料(介護報酬告示上の一部負担額)

要介護度	1日当たりの利用料	月額(30日の場合)
要支援2	761円	22,830円
要介護1	765円	22,950円
要介護2	801円	24,030円
要介護3	824円	24,720円
要介護4	841円	25,230円
要介護5	859円	25,770円

(2) 初期加算(入居した日から起算して30日以内の期間)

1日につき	30円
-------	-----

医療連携加算

1日につき	37円
-------	-----

認知症対応型処遇改善加算Ⅲ	15,5%
---------------	-------

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき18円
-----------------	----------

(3) 食材費(おやつ代を含む)

朝食	330円
昼食	330円
夕食	340円
合計(1日)	1,000円

(4) おむつ代・・・・・・・・・・・・・実費

(5) 水道・光熱費・・・・・・・・・・・・・300円

(6) 部屋代・・・・・・・・・・・・・1,500円

8. 苦情処理対応

- (1) 常設窓口は、当ホーム事業所内（担当 管理者佐藤・職員松尾）
TEL 0274-70-0222
- (2) 相談は終日、承っております。
※時間等、あらかじめご連絡いただければ幸いです。
- (3) 苦情相談につきましては、直ちに担当者が直接伺い、内容を確認したうえで検討会を開き、対応させていただきます。
- (4) 検討後は、直ちに具体的な対応について相談者に回答いたします。

苦情相談窓口

群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理

住所：前橋市元総社町335-8

電話：027-290-1323

富岡保健福祉事務所 地域支援課

住所：富岡市田島343-1

電話：0274-63-1541

富岡市役所 健康福祉部 高齢介護課

住所：富岡市富岡1460-1

電話：0274-62-1511

平成18年3月1日より改定

平成18年4月1日より改定

平成21年9月1日より改定

平成24年4月1日より改定

平成26年4月1日より改定

平成27年4月1日より改定

令和4年3月1日より改定

令和5年7月1日より改定

令和6年4月1日より改定

令和6年6月1日より改定